

令和3年6月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年6月24日

開会：午前10時00分～午前10時46分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 加藤 久隆 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから、教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には3月25日に開催された教育委員会3月定例会会議録（案）及び4月22日に開催の教育委員会4月定例会会議録（案）、5月21日開催の教育委員会5月定例会会議録（案）を配付しております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会3月定例会会議録（案）及び教育委員会4月定例会会議録（案）及び教育委員会5月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の方法についてでございます。議案第21号及び第22号につきましては、いずれも新しい学校・園づくり審議会にかかわるものでございますので、一括して審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、議案第21号及び22号につきましては、一括して審議することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第20号「守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第20号「守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案」。

守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案を、次のとおりとする。

令和3年6月24日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○委員　それでは、議案第20号「守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案」につきまして、御説明申し上げます。

議案書1ページから4ページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

教育委員会表彰は、守口市教育委員会表彰規程に基づき毎年行っているところでございます。当該規程は昭和31年に施行され、本市教育委員会が教育功労者に対して表彰を行うに当たり必要な事務について定め、運用しております。

しかしながら、当該規程は30年以上改正が行われず、その間、委員会所管の学校の児童生徒が競技等で優秀な成績を収めた場合など、明文化されていない事績に基づく対象者の推薦については、事務局による事前審査が行われてきました。本来、対象者の選定プロセスについては、明文化しておくことが望ましいため、今般、選定委員会に関する規程を追加しようとするものでございます。

また、それ以外にも、実務との齟齬が生じている部分や、運用により対応している部分などがあることから、事務の適正化の観点から規定の整備を行おうとするものでございます。

それでは、具体的に改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページを御参照いただきますようお願いいたします。

第1条につきましては、この規程の趣旨について規定しております。

第2条につきましては、委員会事務局や所管する学校等の教育機関の職員の表彰について定めております。

第3条につきましては、児童生徒等の表彰について定めております。

第4条につきましては、守口市に関係する者等の表彰について定めております。

3ページにまいりまして、第5条につきましては、表彰の方法について定めております。

第6条につきましては、表彰の時期を、実際の運用に合わせて明記し、規定しようとするものでございます。

第7条につきましては、候補者の推薦について、実務に合わせて明記し、規定しようとするものでございます。

第8条につきましては、選考委員会の設置について定め、第9条につきましては、選考委員会の組織及び運営について、規定しようとするものでございます。

4ページにまいりまして、第10条では、選考委員会の庶務を教育部総務課で行うことを定めております。

第11条につきましては、被表彰者の決定について、実務に合わせて明記し、規定しようとするものでございます。

第12条につきましては、表彰を受けるべき者が、表彰を前に死亡したときの追彰について定めております。

第13条につきましては、委任について定めており、当該規程以外の必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

なお、本規程の改正につきましては、令達の日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、守口市教育委員会表彰規程の全部を改正する規程案についての説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 第3条に児童生徒等の表彰について、「守口市に所在する学校の児童生徒」と、こう書いていますが、守口市に住んでいて、例えば私立中学校とかに通っている生徒もいると思うんですけども、その場合についてどこかに記載されてますか。

○事務局 第4条におきまして、「前2条に規定する者以外の者であって守口市に関係する者又は団体が次の各号に該当する場合は、表彰する」というふうになっておりますので、第4条ということになります。

○委員 ここで救えるわけですね。

○事務局 はい。

○委員 はい、分かりました。

○教育長 ちなみに、昨年度はその表彰された方全体で何人ぐらいで、そのうち児童生徒は何人ぐらいだったんでしょう。

○事務局 昨年は、全体の表彰の人数が計20名、2団体となっております、そのうちの学生が5名、1団体です。

○教育長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第20号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第20号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第21号「新しい学校・園づくり審議会委員の委嘱について」及び日程第6、議案第22号「新しい学校・園づくり審議会に係る諮問案について」を一括して議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第21号「新しい学校・園づくり審議会委員の委嘱について」。

新しい学校・園づくり審議会委員の委嘱について、次のとおりとする。

令和3年6月24日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

議案第22号「新しい学校・園づくり審議会に係る諮問案について」。

新しい学校・園づくり審議会に係る諮問案について、次のとおりとする。

令和3年6月24日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず、議案第21号「守口市新しい学校・園づくり審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

お手元の議案書につきましては、5ページから6ページを御参照ください。

まず、守口市新しい学校・園づくり審議会ですが、こちらにつきましては、平成13年3月に制定されました条例に基づき、第一次の設置が平成13年6月。第二次の設置が平成22年2月でございます。今回は第三次ということで、第二次答申でいただいた内容を踏まえ、平成24年3月に教育委員会が策定した守口市学校規模等適正化基本方針の改定に向け、後ほど詳細に御説明させていただきます諮問項目として、新しい時代の学びの実現、心身の健康を守り、安全・安心を確保する学校の実現、社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校の実現について、御審議いただきたいと思っております。

それでは、今回の審議会の委員候補について、御説明申し上げます。

審議会委員の選定にあたっては、条例に基づき、計20人以下となっておりますが、第3条第2項1号委員の「市民」が6名、2号委員の「学識経験者」といたしまして6名、3号委員の「その他教育委員会が適当と認めた者」が5名の計17名です。

次に、委員候補の説明をさせていただきますが、名簿につきましては五十音順となっておりますが、適宜選出母体ごとに説明させていただきます。

まず、市民委員ですが、保護者の視点から、守口市PTA協議会から2名御参加いただきたいと考えております。こちらにつきましては、会長の横山氏、書記の佐野氏を選出しております。次に、コミュニティスクールの視点から、平成24年度以降に統合をしました学校区の学校運営協議会会長に御参加いただきたいと考えております。つきましては、樟風中学校の奥山氏、さつき学園校区の杉本氏、大久保中学校区の脇本氏を選出しております。最後に、青少年育成という視点から、青少年育成指導員連絡協議会会長の木村氏を選出しようとするものです。

次に、学識経験者について説明させていただきます。まず、木原氏につきましては、大阪教育大学高度教職開発系教授で、主にICT教育の学識として御参加いただきたいと思っております。次に、瀧本氏につきましては、大阪成践大学教育学部准教授で

インクルーシブ教育の学識として、次に、長田氏は、近畿大学メディカルサポートセンター専任講師で、守口市のカウンセラーも務めていただいております。臨床心理の学識として選出しております。次に、西氏は、京都光華女子大学こども教育学部准教授で、守口市のコミュニティスクールの立上げ等にも携わっていただいております。小中一貫教育の学識として、次に、横山氏は、大阪市立大学工学研究科名誉教授で、統合校の設計などに過去にも携わっていただいております。今回、学校づくりの視点の学識として選出させていただきます。最後に、吉村氏は、大阪工業大学工学部特任教授で、防犯・防災の視点から、守口市の統合校の設計などにも携わっていただいております。学校の安全についての学識として、また前回の平成22年の審議会の委員でもございます。

次に、その他教育委員会が適当と認めた者として、学校からは、小学校校長会会長の梶小学校校長の丸山氏、中学校校長会会長の庭窪中学校校長の大野氏、義務教育学校さつき学園校長の水川氏を選出しております。また、学校を支援する視点から、御審議のほうもいただきたく、前回同様に学校支援コーディネーターと地域コーディネーターの方々にも御参加していただきたいと考えております。学校支援コーディネーターとしては、さつき学園校区の工藤氏、守口市地域コーディネーターとしては、連絡会顧問で、前回の審議会の委員でもある深田氏を選出しております。

以上でございますが、今回、選出しております候補者については、事前に今回の審議会の委嘱について御説明し、本日の教育委員会で正式に御決定いただいた後に、委員の委嘱をさせていただくことについて、御理解はいただいております。

続きまして、議案第22号「守口市新しい学校・園づくり審議会に係る諮問案について」御説明申し上げます。

お手元の議案書につきましては、7ページから9ページを御参照ください。

本議案につきましては、教育委員会から守口市新しい学校・園づくり審議会に対して諮問させていただく内容になります。

概略について説明させていただきます。今日、社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」、そして、新型コロナウイルスの感染拡大による「予測困難な時代」が到来しておりますが、学校においても、特別支援教育を受ける児童生徒の増加など、児童生徒の多様化が進展しております。このような社会へ直面する課題に対しても、児童生徒一人一人が、自らのよさや可能性を認識し、多様な人々と協力しながら、社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

本市教育委員会では、令和2年度から新しい学習指導要領のもと、学習基盤の育成を図るとともに、ICTを積極的に活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業の改善をし、誰一人取り残さない教育の実現を目指しています。合わせて平成24年3月に策定した守口市学校規模等適正化基本方針に基づき、この間、約10年間、小規模校の解消等小中一貫教育の検討に取り組んできましたが、令和2年度の全中学校区義務教育学校区のコミュニティスクールの導入による、小中一貫教育の推進、令和3年4月のさくら小学校新校舎の供用開始によって、本基本方針に基づく取組みについては、一定完了したところです。

今後においては、新設校以外の学校の施設の老朽化対策を主眼とし、令和3年3月に策定した「守口市立学校施設整備計画」に基づき、学校施設の環境改善に取り組んでいく必要がありますが、本市の学校教育の質を高め、地域に根差した特色ある教育を展開していくため、新しい時代の学びや、児童生徒の安全・安心を実現していくことが求められます。

また、少子化の影響によって、児童生徒が減少することが見込まれる中で、地域によっては、児童生徒の増加も予測される地域もあることから、今後の児童生徒数や学級数の推移を見据えた適正な学校規模についても検討し、「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂に向け、守口市新しい学校・園づくり審議会条例第2条に基づき、諮問しようとするものです。

諮問事項については、大きく分けて三つでございますが、1、「新しい時代の学びの実現」として、コミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の推進、個別最適な学びと協働的な学びを実現する施設環境、情報通信技術を活用した学校教育の質的向上、多様な学習活動に対応する施設環境についてです。

2といたしまして、「心身の健康を守り、安全・安心を確保する学校の実現」として、今後起こり得る災害や危機等への備え、「新しい生活様式」を踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備、学校施設のユニバーサルデザインについてです。

3といたしまして、「社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校の実現」として、人口動態等を踏まえた、適正な学校規模、環境負荷の視点を取り入れた施設の整備及び維持管理、地域に開かれた複合施設としての学校の在り方についてです。

以上について、諮問させていただこうとするものです。誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 3度目の諮問になると思うんですが、第三次答申はいつ頃予定されていますか。

○事務局 最終的な答申いただく時期なんですけれども、できれば年内をめどに進めていきたいと考えております。

○委員 はい、ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 この諮問の内容に対しての異議というのは、ございません。多分、新しい時代の学びの姿をどう捉えるのかということを含めていくと、その学びを実現するための学校のありようということで、こういうキーワードが出てくるのは当然だと思うし、全て網羅されているんじゃないかなと思います。子ども達の命を守り抜く、それから安全・安心な教育環境を実現するというのは、守口市の大前提にありまして、それと、今、政府がやっています脱炭素社会の実現に貢献するために、エコ的なもの

も大分取り入れられているというこの前見せていただいた守口市の新しい新校舎、それも進んで、前提としてやっておられるということで、この新しい時代の学びを吟味していくと、それを目指す姿というのが見えてくるんじゃないかなと。その場合に、学校の施設をめぐる現状がどういう状況なのかということ、答申の後、再度多分分析されるんじゃないかと思います。そのときに、こういう課題を克服していかなければならないということも当然出てくるんじゃないかな。

今、社会情勢は非常に進み方も早いもので、時間軸として、短期、中期、長期という視野に入れた整理がさらに必要になるんじゃないかなと思います。もう少し細かい分析というのはなさるのかどうか。お教え願えればと思います。

○事務局　今委員から御意見いただきました内容についてなんですけども、おっしゃるとおりでして、いろんな視点から考えたときに、長期的に考えていけない問題、また中期的に考えていけない問題、また短期的に考えていけない問題というのがあると思います。個々の問題、課題に対して、細かく当然吟味していく必要があると思います。

一定この基本方針の見直しというところで示していくのは、大きな視点での示し方にはなろうかと思うんですけれども、またそれに基づいて、特に短期的な課題については早急に取り組んでいけないといけない、分析もして、個々に対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。

○教育長　議案としましては、諮問文ということですが、学校管理課でも現状を分析をしております、いろんな学校の施設名だったり、それから関係課とも相談しながら、今、進められている35人学級のこれからの見通しだったり、それから、今、国でも学校施設の在り方について検討しております。細かいことでは、教室の勉強机の大きさまで、今、検討がされておりますので、そういったことも踏まえながら、ま

た、国の指針に対して、今、守口市は現状はどうかということも整理しながら、議論を進めていくことになると思っております。

○委員 委員の名簿の案なのですが、この中に、前回の10年前の第二次答申の際におられた方っていうのは、いらっしゃるのですか。

○事務局 前回、引き続いて今回もお願いする方といたしましては、学識の中からですと、大阪工業大学の吉村氏と、地域コーディネーターの深田氏、この2名でございます。

○委員 この方々の任期は、いつからいつまでなんですか。

○事務局 本審議会の任期につきましては、諮問を受けまして、答申を出した時点で解職するという規定になっておりますので、具体的にここからここまでという期間の認定ではございません。

○委員 そうすると、年内に答申とおっしゃっていたので、1年以内の任期になる可能性があるということですね。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員 それと、教育長もおっしゃってましたが、いろいろ情勢も動いてまいりますので、これ向こう10年間の在り方を定めるのはもちろんいいことですが、ぜひ、何が起こるか分かりませんので、修正が必要なときは柔軟に修正を加えていくということを、お願いしておきたいと思います。

○委員 この案については賛成でございますけれども、前回のときに、私、この中に入れていただいて、答申を作成するというので、作業した者の一人として、先ほど教育長からもお話ありましたように、我々が10年ほど前に、論議をしたときには、例えば学校の跡地、学校が統廃合等で空いた場合に、その跡地を売って、そこにマンションが建って、急激に子ども達の数が増えて、近隣の小学校があふれてしまって入り切れないというような事情になってというようなことが、想定できてなかったけれども、実際にそういうことがのちのち起こって、それこそ高層の小学校なんて

というようなことを考えないといけない。それは10階建てだとかなんとかというような小学校が本当にいいのか悪いかってというようなことは、全く論議なんかしないという状況であって、しかしそういう現実的には想定できないようなことが、強く想定しなかったようなことが実際には起こっているというようなことがあったわけで、実際、そのあらゆることが想定できるわけではないので、やっぱり委員がおっしゃったように、先々また変わっていくという可能性も含めてやっぱり論議しておかないといけないという意味で、少し幅のある議論をするということが必要なんだということを、ある種は反省材料としてもったところがございます。そういうようなことがありますので、今後、論議されるときに、一定、10年なら10年ほどの計画は、今回論議して答申として出していただくけれども、後々それ以外のものが出てきたときの対応というのを、柔軟に取り組めるようにという配慮をやはり、論議のときに、ぜひとも議論の対象として、話題として出していただいて、コロナもそうでしたけれども、想定できないようなことがいろいろ起こってくるという可能性は、十分配慮していただきたいということを、つくづく思いましたので、あえて、蛇足になりますけれども、申し上げたいと思った次第です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 ありがとうございます。

○事務局 今、委員から御指摘いただきました10年前に策定していただいた後に、私どもが取り組んできた内容、またできたところと予測してなかったところというのは、詳細に、今回の審議会でも、まず事前に、1回目の会議で御説明して、今いただいた御意見についても、御説明させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 貴重な御意見ありがとうございます。例えば10年前にこういったすばらしい答申をまとめていただいたおかげで、我々教育委員会としても、学校を着実に整備することができましたし、また、委員から言っていたように、予想しなかったコロナ禍というのも起こりました。予想できないことが起こるという前提で、こ

れから考えていかないといけないということも、今回、このコロナ禍で学ぶことができたと思います。

これまでの10年間を振り返っても、10年前には予想できなかったことが起こりましたし、これからの10年間というのは、もっと加速度的にいろいろな変化が起こることも念頭にしていきたいと思います。そして答申で、私たちは一つの方向性を出しますが、具体的な取組みについては、その時々の方勢を見ながら、教育委員会として臨機応変に、本当に的確な対応していかなければならないと思います。誠にありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第21号、第22号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第21号、第22号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項の1、「非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」の説明をお願いします。

○事務局 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導につきまして、御報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書11ページ及び12ページを御参照ください。

令和3年2月19日付で文部科学省より、感染症や災害の発生時等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について、通知がございました。通知では、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒の学びの保障を着実に実施するため、平常

時からの備えや非常時における対応、そして登校再開後の配慮等、基本的な考え方が示されております。その中で、一定期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、同時双方向型のウェブ会議システム等のオンラインを活用し、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要と示されております。

本市立学校におきましては、これまでも学校が一定期間の臨時休業となる場合等には、家庭訪問等により学習プリントを配付するなどの学習支援を行ってきておりますが、これまでの取組みに加え、児童生徒にオンライン授業・オンライン学習を提供するよう、教育委員会としてのオンライン授業についての基本方針を校長会で説明するとともに、議案書にあります通知文を6月8日に守口市立学校へ、6月11日に学校を通して保護者へ配付させていただきました。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 コロナ感染症のための出席停止で、もう既に児童や生徒に向けて、オンライン授業とかオンライン学習をしてくださっている学校も守口市内であるとお聞きしていて、私も保護者の一人として、このような学習指導をしていただくことを大変ありがたく思っているんですけども、このお手紙の後、保護者の方から、何か御意見とか反応などありましたでしょうか。

○事務局 委員の御質問ですが今のところ、保護者から意見等は聞いておりません。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告事項の1については、以上とさせていただきます。

それでは、ほかに何か御報告や御連絡はございますでしょうか。

○事務局 令和3年5月定例会で御報告させていただいた以降の、新型コロナウイルス感染症による臨時休業を実施した2校について、御報告させていただきます。

初めに、第一中学校の生徒2年生1名が、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されたことにより、令和3年6月3日木曜日から4日金曜日まで、2年生を学年閉鎖といたしました。なお、一部の生徒が一般接触者としてPCR検査を受検しましたが、全員の陰性を確認し、7日月曜日から授業を再開いたしております。

次に、よつば小学校の1年生1名が、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されたことにより、令和3年6月10日木曜日から11日金曜日まで、1年生を学年閉鎖としました。なお、一部の児童が一般接触者としてPCR検査を受検しましたが、全員の陰性を確認し、14日月曜日から授業を再開いたしました。

また、スクールカウンセラーの派遣については、学校と相談の上、対応しております。

以上でございます。

○教育長 何か御質問や御意見ございますでしょうか。

ではほかに、御報告、御連絡はございますか。

○事務局 教育センターから、GIGAスクール関連の報告をいたします。

学校教育課より報告のあったとおり、新型コロナウイルス感染症などの影響により、登校できないなどの非常時にも、子ども達の学びを保障するため、オンライン授業を円滑に行えるよう、体制準備を進めています。現在、夏季休業中の8月6日に、市内一斉接続テストを計画しております。これは、オンライン授業で使用を想定しているウェブ会議ツールで、市内の子ども達が同時間帯に接続をし、オンライン授業と同じ形式を体験するものです。

現在、全ての学校で一学期中にタブレット端末を持ち帰り、家庭でのインターネット環境での接続方法の確認、学校でのウェブ会議ツールの使い方の確認などに取り組み、一学期中に確認作業が完了する予定でございます。

各学校での、家庭からのウェブ会議ツールを利用したオンライン授業形式の接続テストを経て、市内一斉の接続テストを行えるよう、準備を進めています。

保護者の皆様へは、教育委員会から協力依頼文書の発出を予定しています。

また、各家庭からのインターネット接続の状況については、ウェブアンケートを実施し、検証を行う予定をしています。

テストの結果については、後日報告させていただきます。

教育センターからは以上です。

○委員 質問してもいいですか。

○教育長 お願いします。

○委員 緊急事態宣言が長く続いて、今は蔓延防止ですけども、その間、対面授業をずっと継続していますよね。クラブ活動は、一定のルールみたいなのがあったと思うんですが、現在中学校のクラブ活動はどうなっていますか。

○事務局 緊急事態宣言中は、公式大会が予定されている部活動につきましては、活動時間を1時間程度短縮して行っておりました。現在につきましては、その制限をとりまして、部活動の方針に基づいて、今、実施しているところでございます。

○委員 ということは、試合のあるなしにかかわらず原則、どのクラブも一定レベルの感染リスクに気をつけた上で、活動していいですよと、こうなっているわけですね。

○事務局 はい。

○事務局 補足でございますけれども、今、委員からもおっしゃっていただいたように感染防止対策を施しながら、部活動等も行っています。ですので、リスクの高い活動については、今の間も制限をしながら行っていくところでございます。

○委員 ぜひ、それをお願いしたいですね。何でもかんでも一律駄目ではなく、何が危ないのかということをよく考えて、それをきちっと守ればできますので、今後ぜひ、できる方法を考えて、クラブ活動を続けていただきたいと思います。

○教育長 都度、府に対する緊急事態宣言から今度は蔓延防止措置への移行に伴って、府からもその教育活動に関する考え方が示されて、本市としましても、それを踏

まえて、各学校に部活動の見直しをお願いしているところです。

おっしゃっていただいたように、一律に禁止するのではなくて、もちろん、感染リスクの高い活動とされているものは、実施するには慎重を要しますが、それでもその代わりに、どういう活動ができるのかとか、こういう感染対策をすればできるということを、いろいろ工夫していますので、そういった取組みもほかの学校にも紹介し、子ども達がさまざまな学習活動ができるように、これからも教育委員会もしっかりとサポートしていきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。事務局のほうから、ほかに御報告はございますでしょうか。

○事務局 私のほうから、全国学力学習状況調査のことにつきまして、報告をさせていただきます。令和2年度につきましては、コロナ禍のため、調査の実施はございませんでしたが、今年度は、5月27日に、守口市立学校全ての学校におきまして、調査を行うことができました。当日、大きな混乱もなく調査を終えたことを、各校から報告いただいております。また、今年度より、府の「小学生すくすくテスト」の実施が始まりました。このテストにつきましても、同日、全ての小学校と義務教育学校で実施することができました。

今後についてですが、8月下旬頃に調査結果が送付される予定となっております。この調査結果の取扱いにつきましては、7月の教育委員会定例会で、御協議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長 全国学力学習状況調査について、2年ぶりの実施ということで、実際の問題なんかも新聞等で御覧になられたかもしれません。ペーパーテストで実施してはありますが、問題の内容がテレビ会議をしている場面の子ども達が考える問題や、メールのやりとりの中でどういうふうに答えるのかを考えるなど、ICTを使っている日常生活の場面についての問題が多く出題されましたので、これからも、いろんな教

科の中で、日常生活とのかかわりの中でどういうふうに学んだことが使われるのかということ意識したような授業をやっていかないと、こういう学力調査にも対応できないと思った次第です。

教育委員会としても、結果を踏まえて、いろいろな角度から分析をして、今後の各学校での授業改善につながるように、しっかりとサポートしていきたいと考えておりますので、また、皆様方からも御助言をいただければと思っております。

ほかに報告など、いかがでしょうか。

○事務局 私からは1件、夏季休業期間中の学校閉庁日につきまして報告申し上げます。

この取組みにつきましては、平成30年度より取組みを進めておりますけれども、御承知のとおり昨年度、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせていたところでした。

今年度は8月13日金曜日から8月17日火曜日までを設定した上で実施を考えておりますことを、教育委員の皆様にもお知りおきいただきますよう、御報告申し上げます。

以上でございます。

○教育長 ほかに御報告いかがでしょうか。

ほかにないようですので、本日の定例会は、これにて閉会とします。

ありがとうございました。

閉会：午前10時46分